

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第37号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年岩手県規則第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(償還方法)</p> <p>第5条 貸付金の償還方法は、<u>すえ置期間</u>経過後年賦又は半年賦元金均等償還とする。</p> <p>2 利息の支払方法は後払とし、支払期日は元金の償還約定日とする。ただし、<u>すえ置期間</u>中においては、当該期間中の利息を元金の償還方法に準じて支払うこととする。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>(保証人)</u></p> <p>第6条 借主は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者を保証人として立てなければならない</u>。ただし、市町村が借主である場合、<u>借主を支援する市町村が県と貸付金の貸付けに係る損失補償契約を結ぶ場合又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関が貸付金の貸付けに係る債務の保証をすることにより債権の保全上支障がないと知事が認める場合は、この限りでない</u>。</p> <p>(1) <u>組合である借主にあつては、当該組合の理事である者全員</u></p> <p>(2) <u>組合連合会である借主にあつては、当該連合会の理事である者全員</u></p> <p>(3) <u>会社である借主にあつては、当該会社の取締役その他業務執行権を有する者全員</u></p> <p>(4) <u>一般社団法人等である借主にあつては、当該一般社団法人等の理事である者全員</u></p> <p>(5) <u>商工会である借主にあつては、当該商工会の会長、副会長及び理事である者全員</u></p> <p>(6) <u>商工会連合会である借主にあつては、当該商工会連合会の会長、副会長及び理事である者全員</u></p> <p>(7) <u>商工会議所である借主にあつては、当該商工会議所の会頭、副会頭、専務理事及び常議員である者全員</u></p> <p>(8) <u>個人である借主にあつては、知事が適当と認める者2人以上</u></p> <p>2 <u>前項第1号から第7号までに掲げる借主は、知事から指示を受けた場合は、当該各号に掲げる保証人のほかに、知事が</u></p>	<p>(償還方法)</p> <p>第5条 貸付金の償還方法は、<u>据置期間</u>経過後年賦又は半年賦元金均等償還とする。</p> <p>2 利息の支払方法は後払とし、支払期日は元金の償還約定日とする。ただし、<u>据置期間</u>中においては、当該期間中の利息を元金の償還方法に準じて支払うこととする。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>(担保の提供等)</u></p> <p>第6条 借主は、<u>知事が適当と認める担保を提供し、又は金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関をいう。以下同じ。）若しくは商工会等その他の団体による債務の保証（以下「金融機関等保証」という。）を受けなければならない</u>。ただし、市町村が借主である場合又は借主を支援する市町村が県と貸付金の貸付けに係る損失補償契約を結ぶ場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>知事は、前項の規定による担保の提供を受けた場合において、債権の保全上必要があると認めるときは、借主に対し、</u></p>

適当と認める者1人以上を保証人として立てなければならない。

3 借主は、前2項の保証人が欠け、又は保証人について債務の負担能力がなくなったときは、速やかに、これに代わる保証人を立てなければならない。

4 前3項の保証人は、借主と連帯して債務を負担しなければならない。

(担保)

第7条 借主は、貸付対象施設について、県を第1順位者とする抵当権その他の担保権を設定しなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は必要があると認めるときは、貸付対象施設以外の物件について担保の提供を求めることがある。

3 借主は、知事が増担保の提供を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

4 前各項の規定による担保権設定の登記等に要する費用は、借主の負担とする。

(事業計画の認定等)

第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度化事業に着手する前に、別に定める様式による中小企業高度化事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、認定を受けなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第5条第2項に規定する認定総合効率化計画(以下「認定総合効率化計画」という。)に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類

(8)・(9) [略]

2 [略]

附 則

1～4 [略]

(金融機関が債務を保証する場合の貸付金の額の特例)

5 令和3年3月30日から令和9年3月31日までの間において、新たに第10条第1項の規定による貸付けの決定をした場合において、当該貸付けの決定に係る貸付対象事業が次に掲げる貸付対象事業であつて、かつ、借主が第6条第1項ただし書に規定する債権の保全上支障がないと知事が認める場合に該当する場合における当該貸付対象事業に対する貸付金の額は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、100分の90以内とする。

増担保の提供又は金融機関等保証を受けることを求めることができる。

3 前項の場合において、借主は、同項の増担保の提供又は金融機関等保証を受けることができないときは、これに代えて、知事が適当と認める連帯保証人を立てることができる。

第7条 削除

(事業計画の認定等)

第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度化事業に着手する前に、別に定める様式による中小企業高度化事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、認定を受けなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)第7条第2項に規定する認定総合効率化計画(以下「認定総合効率化計画」という。)に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類

(8)・(9) [略]

2 [略]

附 則

1～4 [略]

(金融機関が債務を保証する場合の貸付金の額の特例)

5 令和3年3月30日から令和9年3月31日までの間において、新たに第10条第1項の規定による貸付けの決定をした場合において、当該貸付けの決定に係る貸付対象事業が次に掲げる貸付対象事業であつて、かつ、借主が第6条第1項本文の規定により金融機関による債務の保証を受ける場合における当該貸付対象事業に対する貸付金の額は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、100分の90以内とする。

(1)・(2) [略]

(1)・(2) [略]

(金融機関が債務を保証する場合の貸付利率の特例)

6 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、新たに第10条第1項の規定による貸付けの決定をした場合において、当該貸付けの決定に係る貸付対象事業が次に掲げる貸付対象事業であつて、かつ、借主が第6条第1項本文の規定により金融機関による債務の保証を受ける場合における当該貸付対象事業に対する貸付金の貸付利率は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、年0.20パーセントとする

。

(1) 別表第1の1の項から9の項まで、12の項又は13の項の左欄に掲げる事業

(2) 別表第2の1の項から3の項までに掲げる貸付けに該当する事業

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。